

8 労働相談

「いじめ・嫌がらせ」の相談が8年連続トップ——個別紛争状況

厚生労働省は7月1日、令和元(2019)年度の「個別労働紛争解決制度の施行状況」を公表した。それによると、総合労働相談件数は前年度比6.3%増の118万8,340件となり、12年連続で100万件を超えた。

そのうち、民事上の個別労働紛争相談件数は同4.8%増の27万9,210件と過去最高を記録した。相談内容では、「いじめ・嫌がらせ」(8万7,570件)が8年連続で最多を占めた。

厚労省では、「働き方改革やハラスメント防止法もあり、労働者は、上司の言動や会社の対応に疑問を感じて相談に訪れるようになった。一方、使用者からも、トラブル防止の観点から相談が増え、その結果、民事上の個別労働紛争の相談件数も増加しているのではないかと指摘している。



個別労働紛争解決制度は、個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などをめぐるトラブルを未然に防止し、早期に解決を図る制度。全国379カ所に設置された総合労働相談コーナー(都道府県労働局、労働基準監督署等に設置)に寄せられた総合労働相談をもとに、本人の申出・申請により、労働局長による「助言・指導」、紛争調整委員会による「あっせん」の枠組みで解決を図る仕組みとなる。

2019年度の総合労働相談コーナーに寄せられた総合労働相談件数は118万8,340件。内訳は、法制度の問い合わせが76万9,705件、労働基準法等の違反の疑いがあるものが19万6,272件、民事上の個別労働紛争相談件数が27万9,210件となった(注)。

「いじめ・嫌がらせ」は前年比5.8%増

このうち、民事上の個別労働紛争相談件数の内訳を見ると、「いじめ・嫌がらせ」が8万7,570件(対前年度比5.8%増)、「自己都合退職」が4万81件(同2.9%減)、「解雇」が3万4,561件(同6.0%増)、「労働条件の引下げ」が2万9,258件(同8.0%増)、「退職勧奨」が2万2,752件(同7.7%増)などとなる。

相談内容別の件数推移を見ると(図)、2012年度に「いじめ・嫌がらせ」が「解雇」を上回り、以降、8年連続でトップを維持。2019年度は対前年度比5.8%増となる。

民事上の個別労働紛争相談件数のうち、労働局長による「助言・指導」へ進んだ申出件数は、9,874件(対前年度比0.4%増)。内訳は、「いじめ・嫌がらせ」が2,592件(同0.3%減)で7年連続トップ。以下、「解雇」が949件(同1.4%増)、「自己都合退職」が892件(同7.6%減)、「労働条件の引下げ」が878件(同6.4%増)、「雇止め」が525件(同11.8%減)などとなる。

申出件数のうち、年度内に処理が完了した処理終了件数は9,902件。内訳は、「助言・指導の実施」が9,512件(処理終了件数に占める割合96.1%)、「取下げ」が257件(同2.6%)、「打切り」が122件(同1.2%)となった。

一方、「あっせん」に進

んだ申請件数は5,187件(対前年度比0.3%減)。内訳は、「いじめ・嫌がらせ」が1,837件(同1.6%増)で6年連続トップ。次いで、「解雇」が1,073件(同3.5%減)、「雇止め」が479件(同6.9%増)、「退職勧奨」が352件(同2.2%減)、「労働条件の引き下げ」が345件(同2.1%増)などとなる。

申請件数のうち、年度内に処理が完了した処理終了件数は5,163件。内訳は、「打切り」が3,043件(処理終了件数に占める割合58.9%)、「合意の成立」が1,869件(同36.2%)、「取下げ」が243件(同4.7%)となった。

個別労働紛争の未然防止と迅速な解決に向けて

厚労省では、今回の施行状況を受けて、総合労働相談コーナーに寄せられる労働相談への適切な対応に努めるとともに、助言・指導およびあっせんの運用を的確に行うなど、引き続き、個別労働紛争の未然防止と迅速な解決に向けて取り組んでいくとしている。

[注]

相談内容が重複している場合は、複数計上されている。

(調査部)

図 民事上の個別労働紛争 | 主な相談内容別の件数推移 (10年間)

